

# 後見センターレポート vol.29 (令和5年8月)

後見等開始の申立て後は、書類審査のほか、鑑定や本人調査を行うことがあります。どのような場合に鑑定や本人調査を行うのか、具体例を紹介します。



## 後見等開始のために鑑定が必要な場合

### 1 後見・保佐開始の場合は、法律上、原則として鑑定が必要です

家庭裁判所は、原則として、ご本人の精神状況について鑑定をしなければ、後見開始・保佐開始の審判をすることができません（家事事件手続法119条1項本文、133条 ※補助開始の審判はこの限りではありません。）。診断書など鑑定に代替する医師の判断があり、裁判官が明らかに鑑定の必要がないと認めた場合は、鑑定をせずに審判をすることもありますが（同法119条1項ただし書、133条）、そのような場合でない限り、ご本人について鑑定を行う必要があります。

### 2 原則どおり鑑定を行う具体例

- 申立類型と、診断書に記載されたご本人の判断能力についての医師の意見が異なる場合（！申立ての際は、これらが一致しているかを確認してください！）
- 精神上の障害の有無や程度についてご本人の身近な親族の間で争いがある（又は争いがあることがうかがわれる）場合
- ご本人が後見開始・保佐開始に反対している場合
- 診断書の記載内容が不十分であり、診断書のみからご本人の状態を判断することが困難である場合
  - ・定型書式ではない（最新の書式ではない）診断書が提出されている場合  
※令和5年8月現在の最新書式は【令和3年10月版】です。
  - ・診断書に精神上の障害の記載や判定の根拠の記載がない場合
  - ・一定程度の意思疎通が可能なご本人に対し、長谷川式認知症スケールやMMSEなどの検査を実施しないまま認知症との診断がされているが、検査が未実施である理由が判然としない場合
- 診断書の記載内容に矛盾がある場合

診断書が  
ポイントです！



### 3 鑑定人・鑑定費用について

誰を鑑定人に指定するか、鑑定費用をいくりにするかは、裁判官が判断します。

診断書作成医に鑑定を依頼することもあります。診断書作成医が鑑定を引き受けることができない場合、評価が難しい疾患を有しているご本人について専門医でない医師が作成した診断書が提出されている場合、親族間紛争事案で診断書作成医以外の第三者専門医による鑑定を実施した方が円滑な進行を図ることができると考えられる場合などは、第三者専門医に鑑定を依頼することになります。

鑑定費用は10～20万円程度かかります。一般論ではありますが、第三者専門医の鑑定費用は診断書作成医と比較すると高額になる傾向があり、また、第三者専門医の中でも、往診による場合は、来院可能な場合に比較して鑑定費用が高額になる傾向があります。

なお、東京家裁では通常、後見等開始の審判では鑑定費用をご本人の負担とする旨の判断がされますので、申立人が納めた鑑定費用については、審判確定後に後見人等を通じ、ご本人の財産から支払いを受けることができます。

## 後見等開始の審判前に本人調査を行う場合

### 1 後見開始では、本人調査をする場合と、しない場合があります

ご本人以外の方が後見開始の審判の申立てをした場合、家庭裁判所は、原則としてご本人の陳述を聴かなければ後見開始の審判をすることができません（家事事件手続法120条1項本文）。ただし、裁判官が、ご本人について心身の障害によりその陳述を聴くことができないと認めた場合には、陳述を聴くことなく後見開始の審判をすることができます（同条ただし書）。ご本人の陳述聴取を行うにあたっては、家庭裁判所調査官による「本人調査」によることが一般的です。

なお、**ご本人**が後見開始の審判の申立てをした場合には、法律上ご本人の陳述聴取を原則とする旨の規定はありませんが、ご本人の申立能力や申立意思を確認するために、本人調査を行う場合があります。

### 2 後見開始で、原則どおり本人調査をする具体例

裁判官は、診断書や本人情報シート等の内容を確認し、ご本人の疎通性、理解力の程度等を検討して、ご本人について、陳述を聴くことができないといえるか否かを判断しています。

最終的には事案ごとの判断にはなりますが、例えば、次のような場合は原則どおり本人調査を行っています。

- ご本人の理解力は低下しているが、ある程度意思疎通が可能である事案で、本人調査を行うことが特にご本人の保護に資すると考えられる場合
  - ・ご本人が後見開始に反対している場合
  - ・相応の理由がないにもかかわらずご本人に申立てを知らせていない場合
- 精神上的障害の有無や程度についてご本人の身近な親族の間で争いがある（又は争いがあることがうかがわれる）場合

### 3 保佐・補助開始の場合

保佐開始・補助開始の審判前には、全ての事案で本人調査を行っています。



鑑定・本人調査は、法律の規定に基づいて行われる手続ですので、裁判所から鑑定・本人調査を行う旨の連絡を受けた場合は、ご協力をお願いします。

